

**正会員・賛助会員**  
**特定非営利活動法人 耕 会員 申込書**

特定非営利活動法人 耕 代表理事 藤原 博俊 殿

申込日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は、特定非営利活動法人 耕の活動趣旨に賛同し、入会申し込みをします。

該当する箇所の□にシ点を付けてください

申込内容	<input type="checkbox"/> 入会 <input type="checkbox"/> 登録内容の変更 <input type="checkbox"/> 脱会
個人名 又は 法人名	(フリガナ) ..... ..... (法人の場合の代表者名)
住所 (住民票と 同じ記載)	〒..... 都・道・府・県..... 市・区・町・村
希望する 連絡方法	TEL : ..... FAX : ..... E-mail : ..... @ ..... <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> TEL (いずれかにシ点を記入ください)
会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員 個人 ( 1,000円/1口 ) × .....口    団体 ( 5,000円/1口 ) × .....口 <input type="checkbox"/> 賛助会員 個人 (10,000円/1口) × .....口    団体 ( 20,000円/1口 ) × .....口 入会金 : 正会員個人のみ口数に関わらず 1,000円
入金 計	金 ..... 円 (申込日から2週間以内にお振込等の入金手続きを終了してください)
会員名簿の 公表	個人名を会員名簿に掲載、公表されることを <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません (法人につきましては、掲載、公表させていただきますので、ご了承ください)

**【申込方法】**

入会をご希望の方は、本申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送にて送付、もしくは当法人スタッフ宛てに渡して下さい。当法人申込フォームは下記URLをご利用ください。また電子メールの場合は、本申込書の内容をメール本文に記載し、以下のメールアドレス宛にご送信ください。

郵送	〒431-3641 静岡県浜松市天竜区熊2046-14 特定非営利活動法人 耕 事務局
申込フォーム	特定非営利活動法人 耕 ホームページ <a href="http://koukunma.com">http://koukunma.com</a>
電子メール	<a href="mailto:kou.kunma@gmail.com">kou.kunma@gmail.com</a>

**【支払方法】**

下記口座にお振込ください。恐れ入りますが、振込手数料は会員様にてご負担願います。

静岡銀行 西鹿島支店[342] 普通預金 0418707 口座名 特定非営利活動法人 耕
---

**【メンバーリストに登録】**

入会申込書と合わせて入金を確認後、耕の会員メンバーリストに登録します。

**【個人情報の取り扱い】**

ご提供いただきました個人情報は、ニュースレターや各種案内などを送付するためにのみ使用し、退会のお申し出とともに破棄いたします(個人情報保護法に基づきます)。

## 会員規約 (Member Agreement)

### 第1条 (目的)

本規約は、特定非営利活動法人耕 (以下「当NPO法人」という) の会員資格等を定めることを目的とする

### 第2条 (会員種別)

会員とは、本規約を承認し、入会申込書により当NPO法人への入会を申し込み、代表理事が承認した個人及び団体とする。当NPO法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という) 上の社員とする

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で総会における議決権を有する者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助し、理事会にて推薦された個人及び団体で総会における議決権を有しない者
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者等、理事会の推薦を受けた者で総会における議決権を有しない者

### 第3条 (入会の申込)

会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。提出方法は、当法人にホームページより申込または直接提出することとする。

申込書の受領後14日以内に年会費の振込をし、当法人が確認した日を以て入会の成立とし、入金を以て本規約に同意したものとみなす。

### 第4条 (入会の拒絶)

代表理事は次の事由がある場合は入会の承認を行わない場合がある

- (1) 過去に会員資格を取り消された者からの申込があった場合
- (2) 入会申込にあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 正会員の申込については、入会の承認を行わない正当な理由がある場合

### 第5条 (会費及び払込方法)

当NPO法人の会費は、別表1) とする

入会を認められた申込者には入会証明書を送付する。

年会費の払込は一括払いのみとし、当法人指定の銀行口座への入金とする。

### 第6条 (会員資格有効期限)

会員資格有効期限は次の各項に定める

- (1) 会員資格有効期限は、4月1日～翌年3月31日までとする
- (2) 会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し、年会費の払い込まれた日とする
- (3) 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない

### 第7条 (会員の更新)

会員の資格喪失がない限り、毎年3月末の払込期日までに年会費の入金が確認できた時をもって自動的に更新する。なお、4月1日～3月末日の間に入会した会員については初回更新日を翌年の3月末日とする。

### 第8条 (会員情報の変更)

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに当法人に通知しなければならない。

前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

### 第9条 (会員の資格喪失)

会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### 第10条 (退会)

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

### 第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会員規約に違反したとき
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合

### 第12条 (会員規約の変更等)

本規約は当NPO法人定款に基づき、会員の事前承認なしに追加、修正、変更されることがある

### 第13条 (抛出品品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない

### 第14条 (準拠法と管轄裁判所)

本規約は、日本法を準拠法として、それに基づいて解釈されるものとする。

会員と当NPO法人の間で訴訟の必要が生じた場合、当NPO法人の本所所在地を管轄する裁判所を会員と当NPO法人の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第15条 (信義誠実)

本規約に定めのない事項に関しては、会員と当NPO法人間で信義誠実を基本とし、互いに善処するものとする

### 附則

本規約は2022年12月1日より実施する

別表1) 年会費 1口の金額

種別	入会金		年会費	
	個人	団体	個人	団体
正会員	1,000円	—	1,000円	5,000円
賛助会員	—	—	10,000円	20,000円
特別会員	—	—	—	—

## 特定非営利活動法人 耕 入会のしおり

2023年（令和5年）2月 初版

**耕とは**、人口減少が進む中山間地域の浜松市天竜区熊地区を、子育て世代が暮らすことのできる場所にするに取り組む団体です。暮らしにくさの要因の中でも、子育て・住む家・働く場所の三つの課題に焦点を当て、各々の課題を相互に関連づけて取り組みます。私達の活動は、地域住民と地域外の人達を繋げる事で活性化し、各々の暮らしを改めて考えるきっかけを作ります。また、この狭い地区での取り組みモデルを、他の中山間地域の振興にも役立てる可能性を生み出していきます。私達の活動は、およそ1年の準備期間を経て2022年5月に熊地域在住の会員23名を発起人として特定非営利活動法人として認証されて現在に至っています。

**主な事業として**、本年度から次年度にかけて次の様な事柄に取り組んでいきます。

1. 旧熊幼稚園のリフォーム
  - ① 旧熊幼稚園に保育する場所を作り、「天竜保育ママ事業」を稼働させる。
  - ② 施設運営経費を賄う資金を生み出す為の飲食カフェの営業を開始する。
2. 移住と地域振興の為の浜松市の施設「お試し住宅」の運営を浜松市から受託する
3. 他地域の方が熊地域で活動される時の滞在施設を提供・運用する。
4. 他地域から熊地域への移住を希望される方へ空家を紹介する。

### 会員の特典抜粋

会員の皆様には、耕の日頃の取り組みについて、毎月1回以上の頻度で活動情報が提供されます。中山間地域の衰退に心痛めその振興を応援していただける皆様は、中山間地域振興の現状の変化を、数値実績に裏打ちされた情報として把握することができます。また、随時開催される耕運営委員会では、様々な取り組みのプロセス形成に参加し、皆様の思いを反映させることができます。また、熊地域在住の正会員の皆様については、特定非営利活動法人耕の総会に議決権を持って参加することができます。

賛助会員については、総会への出席及び議決権はありませんが、社会貢献活動への取り組みとして、法人においては企業価値の向上や従業員満足度の向上につながり、個人については簡単に社会貢献活動に参加することができます。

### 入会方法

入会申込書を下記ホームページからダウンロードして記入し耕スタッフに手渡すか、申込フォームに入力することで入会申し込みが受理され、入金を持って会員となります。

### 会費

年会費は別表1) のとおりです。

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までです。

年度途中に入会する場合は、年会費全額を申し受けます。

### 連絡先など

別表1) 年会費 1口の金額

種別	入会金		年会費	
	個人	団体	個人	団体
正会員	1,000円	—	1,000円	5,000円
賛助会員	—	—	10,000円	20,000円
特別会員	—	—	—	—

住所	〒431-3641 静岡県浜松市天竜区熊2046-12 特定非営利活動法人 耕 事務局		
電話	TEL 070-4414-2954		
ホームページ	<a href="http://koukunma.com">http://koukunma.com</a>		
電子メール	<a href="mailto:kou.kunma@gmail.com">kou.kunma@gmail.com</a>		

ホームページには、地域情報やイベントなど最新の情報や入会案内などをのせています。また、イベント開催案内は会員に郵送もしくはメールされます。